

高齢者虐待防止のための指針

1 基本方針

ケアサポート Real（以下「事業所」という。）は、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待防止法」に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定する。

2 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に規定されている虐待を未然に防止するための対応及び発生した場合の対応等について、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

3 虐待の定義

区 分	内 容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。 【例】介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ押さえつける。
介護・世話の 放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を怠ること。 【例】入浴をしておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。 【例】他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 【例】排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

4 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するため、虐待防止検討委員会を設置する。

(2) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(3) 虐待防止検討委員会の構成メンバー

虐待防止検討委員会は、管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。

- ・委員長は事業所管理者が務める。
- ・委員会の委員は、サービス提供責任者、ヘルパーとする。

(4) 虐待防止検討委員会の開催

虐待防止検討委員会を定期的に行い、その結果について事業所職員等の周知徹底を図る。

- ・委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(5) 虐待防止検討委員会の検討事項

虐待防止検討委員会は、次のような事項について検討することとする。

- ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
- イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。
- オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(6) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、管理者とする。

5 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。
 - (ア) 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - (イ) 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
 - (ウ) 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - (エ) 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - (オ) 発生した場合の改善策
- (2) 虐待の防止のための職員研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- (3) 新規採用時に虐待の防止のための研修を実施する。

6 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。
客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

7 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、本条4（6）で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

8 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者または家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

9 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報への取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

10 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう事業所に掲示する。また、会社ホームページにも公開し、利用者及び家族等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

11 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

本指針は、令和7年7月1日より施行する。